

今号内容

1・2 ページ

ブロック活動紹介

3・4 ページ

奨学金について

5 ページ

第26回神奈川・
横浜大会報告

「あり方検討委員会」
について

6 ページ

協議会からのお知らせ

「北陸・東海ブロック活動報告」



もみの木 (石川県) 大谷 幸代

私達のホームは2018年2月に石川県でスタートして3年目を迎えています。北陸3県(福井・石川・富山)は2017年スタートの富山県の「うなづき」さんがあるだけで、福井県は空白県となっており、ホーム同士の交流の機会もありませんでした。

ホーム開所後すぐに、北陸・東海地区ブロック総会への参加のお声掛けをいただいた時は、とても心強かったことを覚えています。それと同時に、知らないホームの方々も多く緊張もありましたが、皆さまのホームのお話を聞かせていただき、分かち合うことができたことで、少しずつ顔の見える関係になることができました。ブロック活動では、スタッフ研修と総会を定期的に行っており、2019年度は石川県でスタッフ研修を開催させていただきました。開所後すぐの研修会で不手際も多かったのですが、横の繋がりを感じられるようになりました。

私は九州の自立援助ホームから石川県の援助ホームに来ました。九州ブロックでの活動では仲間作りができたことが、今も私の財産です。そして、北陸・東海地区ブロック総会では、法改正や経営・運営についての意見交換をすることで、自治体との在り方を客観視できたり、ヒントをもらえることが多く、常に視野を広く持ちながら柔軟性を持ち続けて行くことが大切だと実感しています。コロナウィルス感染拡大防止のために交流する機会が少なくなっている今こそ、皆で元気に過ごして皆さまとの再会を楽しみにしたいと思います。

ブロック活動紹介

(北陸・東海ブロック)



うなづき（富山県）牟田 吉彦

初めまして、富山県にある自立援助ホーム「うなづき」ホーム長の牟田です。令和2年2月26日に行われた、北陸・東海ブロック自立援助ホームの活動について報告します。その前に先ず当団体の紹介を簡単にさせていただきます。

ブロック活動紹介
(北陸・東海ブロック)

当団体は2005年に富山県黒部市宇奈月温泉で合宿型支援運営を開始してニート、ひきこもり、生活困窮者等を全般に支援活動を行っています。2017年に自立援助ホームとして活動を開始し、現在4年目です。ホーム開始当初は2-3人の子どもたちを支援していましたが、現在は5-6名の子どもたちが集まり日々自立に向かって活動しています。今回のブロック総会では昨年度の全国大会の報告、今年度の活動計画と特に各ホームの近況報告を詳しく話し合いました。他にも新しい制度政策についても大変貴重な話を聞いてとても勉強になりました。多くの子どもたちがホームを利用して生活するのは大変喜ばしい事ですが、その反面さまざまな問題が沢山起きます。問題解決に向かう為には我々ホームの代表者やスタッフが子どもたちを理解する知識や情報を得なければいけません。

昨年度行われた神奈川・横浜大会では、川崎市こども未来局、児童支援虐待対策室担当部長の大塚俊弘さんの講義がとても勉強になりました。今回のブロック総会の今年度の活動計画の議題でも精神医療の専門家を呼んで障害がある子どもたちのとの接し方、対応等詳しい講義を是非やって欲しいと、さまざまな参加ホームの方々から声がありましたので今年度の活動計画に組み込まれました。

現在コロナウィルスの影響で各都道府県の自立援助ホームが非常に集まりにくい状況ですが、ブロック活動の意義としては各ホームの近況や問題対策についての情報の共有、対策などを報告して話し合う場としてはとても意義があると思います。なかなか自分のホームだけで子どもたちを抱えこんでしまうと限界があり、ホームはもちろん子どもたちにも良くない結果を招いてしまうケースもあります。私自身ホーム長になってまだ3年目、さまざまな問題を抱えてホームに入居される子どもたちの世話や自立に向かってのサポートを日々「これが正しい選択だったのかな?」「もっとこういう風に接すれば良かったかな。」等、模索しながら共に生活しながら成長している日々を送っています。

これからもホームの更なるステップアップの為、私の成長の場としても自立援助ホーム協議会に参加していけたらと思います。

「高等教育の就学支援新制度について」

祖師谷 憩いの家 那須 麻美子

令和元年5月10日に“高等教育の就学支援新制度”が通常国会で法成立された。

奨学金について

奨学金を借りている大学生は今や2人に1人といわれている。しかし、奨学金を借りても返せない人が増加しており、自己破産まで追い込まれるケースが累計1万件以上にのぼっていると報告されていると聞いた。

自立援助ホームも法改正により、22歳までの支援が可能になり、高等教育へ就学をしている子どもや、それを目指す子どものケースも増えてきている。しかし、ここで必ず問題になるのが「学費」である。生活費と学費と自立するためのお金を稼ぐためにアルバイトをし、学業と両立させるのはかなり大変である。また、様々な奨学金へ申し込み、学費等に充ててはいるが、足りていないのが現状である。特に入学時に支払う入学金と授業料は金額も大きく、大きな負担となっている。そのような点を少し支援に含めたのがこの新制度である。

先ず、新制度の支援対象となる学校種は、「大学」「短期大学」「高等専門学校」「専門学校」であり、支援の内容は、①授業料等減免制度の創設②給付型奨学金の支給の拡充となっている。

① 授業料等減免について

○各大学等が、以下の上限まで授業料の等の減免を実施。

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

※授業料は年額、入学金は一回限りの支給となる。

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学 (夜間制)	約 28 万円 (約 14 万)	約 54 万円 (約 26 万)	約 26 万円 (約 14 万)	約 70 万円 (約 36 万)
短期大学 (夜間制)	約 17 万円 (約 84000)	約 39 万円 (約 19 万)	約 25 万円 (約 17 万)	約 62 万円 (約 36 万)
高等専門学校	約 8 万円	約 23 万円	約 13 万円	約 70 万円
専門学校 (夜間制)	約 7 万円 (約 35000)	約 17 万円 (約 83000)	約 16 万円 (約 14 万)	約 59 万円 (約 39 万)

※私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額は以下の通り。(なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない)

授業料減免上限額(年額) … 130,000円

入学金減免上限額(一回限り支給) … 30,000円

②給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金額 (年額) (住民税非課税世帯))

	自宅生	自宅外生
国公立 大学・短大・専門学校	約35万円	約80万円
国公立 高等専門学校	約21万円	約41万円
私立 大学・短大・専門学校	約46万円	約91万円
私立 高等専門学校	約32万円	約52万円

○社会的養護を必要とするもの・生活保護世帯出身者の場合

	居住に要する費用の支援が必要ない者	左記以外 ※本人が居住費を負担している場合
国公立 大学・短大・専門学校	約40万円	約80万円
国公立 高等専門学校	約31万円	約41万円
私立 大学・短大・専門学校	約51万円	約91万円
私立 高等専門学校	約35万円	約52万円

- ※大学進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になる。
- ※通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51000円となる。

支援対象となる学生は、「住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生」となっており、社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者）は本人の所得・資産のみで判定し、低所得であれば支援対象となる。

支援対象者の要件は、進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲や進学目的等を確認するとなっている。大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合は支援を「打ち切る」または、支援に対して「警告する」となっているが、児童養護施設等の入所者等においては、支援警告に当たる条件の「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」に該当したとしても、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れてれば特例として警告に当たらないとなっている。

○制度の詳細は文部科学省特設ホームページ「学びたい気持ちを応援します」に載っている。

この制度の、「経済的理由で進学をあきらめないよう『学びたい気持ちを応援します』」というキャッチフレーズ通り、学びを高めたいと思う子どもが、経済的理由で挫折しなくて済む世の中になるよう期待したい。

第26回 全国自立援助ホーム協議会 神奈川・横浜大会

【開催概要】

期 日：令和元年10月8日（火）～9日（水）

場 所：（研修会場）

パシフィコ横浜会議センター503号室

（交流会場）

ヨコハマグラウンド インターコンチネンタルホテル パシフィック

基調講演：『社会的養護における自立援助ホームの役割
～現在の社会情勢にて何が求められているか?!』

講師：武藤素明氏

調査研究発表

『全国自立援助ホーム協議会「子どもの貧困に関する総合的研究」チーム
協同研究

講座 「伴走支援の実際～ワンストップ支援における留意点～」

講師：大塚俊弘氏

記念講演「自立援助ホームの未来を探る」講師：龍尾和幸氏



自立援助ホームあり方検討委員会の報告

制度政策委員長 前川 礼彦

あり方検討委員会の
活動について

当協議会では急増するホーム、多様化する支援の現状を踏まえ、自立援助ホームの現状と課題を整理し、時代に即した機能強化、制度改革、及び協議会の体制強化を図る事等を目的としてあり方検討委員会を発足させました。今年度は「自立援助ホーム運営指針のガイドブック(解説本)」の作成に向けて議論を重ね、来年度中の発行を予定しています。

全国のホームが自立援助ホームの大切にしている理念実践を理解した上で、各ホームの特色を活かして実践を行って頂く事を願って止みません。また短期・中期・長期計画と役員任期毎の期間を定め、自立援助ホームの可能性と将来像を探っていく予定です。自立援助ホームに求められるものが時代と共に変化しつつも、目の前にいる青年を大切に出来るホームであり続けたいと願います。

協議会
からのお知らせ

ホーム長研修会中止・総会延期のお知らせ

4月20日～21日開催予定であったホーム長研修会は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため延期、総会は中止となりました。

ホーム長研修会

処遇改善研修と位置付けて開催しているところです。よってこのウイルス感染が収束していき安全が確保できる状況になってきましたら改めて計画し、ご案内させていただきます。

総会

現状を踏まえ今年度に限り書面評決による総会を実施いたします。4月上旬に各ホームへ今年度の事業報告案と来年度の事業計画案、その他の議案をお送りいたします。皆様からのご質問やご意見をいただく期間を1週間程度設けた後、改めて修正された事業報告案と事業計画案他の議案ならびに書面評決用紙をお送りし、議決を取る形にさせていただきます。

以上、大変急な決定でご迷惑をおかけしますが、この難局を乗り切るために皆様のご理解とご協力をお願いいたします。今後の予定につきましては、全国自立援助ホーム協議会からのメール及びホームページをご確認下さい。

第27回 全国自立援助ホーム協議会 岡山大会（仮称） 開催予定について

日時：令和2年10月19日（月）～20日（火）
場所：ホテルグランヴィア岡山（岡山駅直結）

*今後の社会情勢によっては、変更の可能性もあります。全国自立援助ホーム協議会からのメール、ホームページでご確認下さいますようお願い申し上げます。